

第 1 号

9月9日（月）

平成25年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
- 報告第 4号 平成24年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第39号 氷川町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 7 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第45号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第46号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第47号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第48号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 認定第 1号 平成24年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第18 認定第 3号 平成24年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 4号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 5号 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 6号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 三浦賢治	2番 田中照男
3番 江寄悟	5番 松田達之
6番 上田俊孝	7番 上田健一
10番 吉川義雄	11番 有田芳人
12番 片山裕治	13番 坂本悦男
14番 永田義昭	

4. 欠席議員(1名)

15番 笠原良一

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	教育長 廣瀬 龜
総務課長 河崎澄男	企画財政課長 平 逸郎
税務課長 野田俊明	町民環境課長 中島 正
健康福祉課長 山下 剛	農業振興課長 稲田和也
農地整備課長 河野正利	建設下水道課長 森田寿也
総務振興課長 西尾正剛	商工観光課長 前田昭雄

会計管理者 濤岡美智代
生涯学習課長 木本栄一
代表監査委員 遠山正敬

学校教育課長 今田辰彦
農業委員会事務局長 草野信一

開会 午前10時00分

-----○-----

○副議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は、笠原議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

-----○-----

○副議長（永田義昭君） ただいまから平成25年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、田中議員、3番、江寄議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○副議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○副議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

この中で、8番、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について及び9番、道州制導入に反対する意見書については、総務常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、補助金等交付団体監査並びに例月出納現金検査が実施され、その結果報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成25年第1回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議資料

が提出されていますので報告します。

なお、この報告書及び会議資料は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、8月5日に熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、副議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○副議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について報告をお願いいたします。

総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度宮原まちづくり株式会社の経営状況について別紙のとおり報告いたします。

なお、報告にあたりましては2ページから4ページまでは、24年度の事業計画書です。この報告は本来でしたら、24年度の結果報告書を添付すべきと思われますが、報告規定では自治法の施行令173条に、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類という規定になっております。そういうことから、当初の計画と見比べていただきながら口頭での事業実績報告という形になりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

資料2枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。活動報告の①イベント事業等ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存の地蔵まつりなどのイベントは、観光物産協会及び商工会との連携を密にしてお互いの相乗効果が得られるような取組を行いました。また、まちづくり酒屋でジャズライブを開催し、多くの来館者がありました。そのほか、おもての間を利用した作品展を12回及びものづくりの体験講座を9回実施し、来客及び喫茶等の売上げ増につながっております。

2月9日から3月24日までのひな祭り展では、町内外から保育園や福祉施設などからリピーターも含め、毎年来客数が伸びております。今期は11回目を迎えましたが、干支の飾り物をはじめとした作品の展示や、十二単の試着体験を子供たちや大人向けに実施し、そのほか、エイサの披露、おやじライブを行った結果、期間中には9,361名の来場者があり、過去最高の来場者でありました。このこと

は、氷川町のPRに大いに貢献できたとともに、来場者の増加で当社の売上げ増にもつながりました。なお、恒例となりましたわらしべ市は12月9日に開催し、全国各地のご当地品をはじめ、商工会会員の物産販売を通じ、中心市街地の活性化を図ることができました。

②のエコショップ運営事業ですが、EM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえて新規の利用者拡大を目指し、利用促進を図ることにより、環境学習の一環として町内小中学校や八代市、芦北町、水俣市の小学校の一部で普及しています。また、町内では老人会や子ども会を含む地域団体に活用されるなど、利用が定着しています。

3ページの③まちづくり応援団支援事業につきましては、今期においては商工会が氷川公園に子どもから大人まで幅広い世代に人気のあるキャラクター、スヌーピー、キティちゃんのイルミネーションを行いました。その支援を行い、また、宮原・竜北初市の公募周知の新聞折込み、おやじライブ活動などの活用がありました。恒例となりました氷川公園のイルミネーション事業は、話題性があり中心市街地のにぎわいに貢献できたと思います。

④の請負事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理事業を請負として、契約を行っており、7名の社員で行っております。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページの損益計算書でご説明したいと思います。右側の数字をご覧ください。営業収益は、2,766万8,883円で、前期に比べ約5万円の減額となりました。一方、営業費用は、売上原価が294万6,403円、販売費及び一般管理費が2,353万9,837円となり、これを合わせて2,648万6,240円。これは前期に比べると、約25万円の減額になります。一番上の営業収益から営業費用を引きましたら、118万2,643円。これは前期と比較すると、約19万円の増となります。この営業収益118万2,643円に営業外収益を加えた税引き前の当期純利益は、下から3行目ですが、118万4,609円となります。これに対します法人税等が、その下の35万6,400円で、当期純利益は、一番下の82万8,209円となります。

収入の主なものといたしましては、最後の10ページをご覧ください。第11期まち(株)収支決算書を付けております。上から、喫茶や物販販売等の売上げで、合計しますと388万円、まちづくり酒屋管理委託料で351万7,000円、クリーンセンターの請負業委託料の1,991万450円となっております。支出の主なものは、社員の人件費で福利厚生費も合計いたしますと、中ほどの今期決算額ですが、2,051万3,719円、物産の仕入れで294万6,403円となって

おります。

次に、前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から4列目ですが、利益剰余金の合計欄ですが、一段目が当期首残高で315万4,080円、その2つ下ですが、当期純利益が82万8,209円、これを加えまして、一番下ですが、398万2,289円となっております。

以上、平成24年度宮原まちづくり株式会社の経営報告にかえさせていただきます。

○副議長（永田義昭君） 報告第4号、平成24年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について報告をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（平逸郎君） 報告第4号、平成24年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度氷川町財政健全化判断比率等について、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。平成24年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるようにと関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて、政令で定めた基準でありまして、これを超えた場合は財政健全化計画の策定が義務付けられ、外部監査の導入や起債借入等にさまざまな制約がつくことになります。氷川町の比率であります。実質赤字、それから連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をしております。

次に実質公債比率は12.0%でありまして、早期健全化基準の範囲内にあります。23年度が13.5%、22年度が14.6%でありましたので、年々減少をしております。主な要因は、防災行政無線整備事業及び常葉保育所事業に係る一般単独事業債等の償還完了に伴う元利償還金の減少によるものです。将来、負担比率は、19.6%です。これは、地方債等の負債の残高を町の財政規模に対する割合で示したものです。23年が29.6%、22年が77.2%と、これも年々減少をしております。要因は定期償還による八代生活環境事務組合負担金等の見込額の減少、財政調整基金への積立やふるさと振興基金の計上による充当可能基金の増加によるものです。

次に平成24年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地会計事業会計とも資金不足がなかったためハイフンで表示をしております。

以上で、報告を終わります。

○副議長（永田義昭君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第 39 号 氷川町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 7 議案第 40 号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 8 議案第 41 号 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 42 号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 10 議案第 43 号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 44 号 平成 25 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）につい
て
- 日程第 12 議案第 45 号 平成 25 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）について
- 日程第 13 議案第 46 号 平成 25 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 47 号 平成 25 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 15 議案第 48 号 平成 25 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）について
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 24 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 24 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 平成 24 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 24 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 24 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 24 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

○副議長（永田義昭君） 日程第 5、承認第 4 号、専決処分の報告及び承認についてか

ら、日程第21、認定第6号、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。心配しておりました台風15号、及び17号も被害もなく通過をいたしました。胸をなでおろしているところであります。また、二十四節気の一つ白露を過ぎまして、朝夕はめっきり秋の気配を感じるころとなりました。議員各員には日々ご健勝にてご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、平成25年第3回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政の運営にあたりまして格段のご支援とご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、笠原議長様が、けがで今入院治療中というふうにお聞きをいたしました。一日も早い回復を願うものでございます。

さて、今年の梅雨は例年より短く、町内におきましても豪雨による大きな被害は発生をいたしませんでしたが、台風等の影響によりまして集中豪雨による一部床下浸水や圃場の冠水がみられました。しかしながら、大事には至らず、安どをしたところであります。一方、国内に目を転じますと、豪雨災害、あるいは竜巻による大規模な被害が発生をいたしておりまして、被災をされました皆様方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものでございます。これからは、本格的な台風のシーズンを迎えます。常に緊張感をもって対応してまいりたいと考えております。平成25年度も5カ月を経過をいたしました。主な事業の進捗状況につきまして、ご報告をまずさせていただきますと思います。

道路改修工事及び下水道事業工事につきましては、既に着工いたしておりまして、一部では工事を完了した箇所もございます。氷川中学校校舎並びに竜北中学校体育館の耐震補強大規模改造工事につきましても、それぞれ解体工事が完了いたしまして、耐震補強工事に着手をいたしておいております。計画どおり進捗をしているというところでございます。

宮原振興局並びに八火図書館新築工事につきましては、現在、旧議会棟の改修工事を施工いたしておいております。今後は、宮原振興局事務所の移転並びに本館の解体工事という運びになってまいります。宇城氷川スマートインターチェンジ整備事業につきましては、用地買収が完了した部分から、暫時工事に着手をいたしておるところであります。本年度からの新規事業でありますい業機械再生支援事業につきまし

ては、8月末現在で46件、金額にいたしまして、526万円の助成を行っております。予算の執行率にいたしまして58.4%という状況でございます。機械の延命化とともに生産性の向上に大いに役立っているというふうに感じております。農業基盤整備事業につきましては、暗渠排水、客土工事につきましては、受益者より施工予定時期の希望を聞き、分割をして暫時整備を行っております。暗渠排水が83%、客土工事が77%の進捗率でございます。また、鹿島・西野津地区の排水路改修及び柵地区のため池、取水口の改修につきましては、設計がすでに終わっております。稲刈りが済みまして後に、施工をしたいというふうを考えておまして、地元の皆様方と調整を図っているところでございます。農業排水対策につきましては、基幹排水路の氷川排水機場から永島樋門までの浚渫を行いました。相応の効果があつたものというふうを考えております。抜本的な課題解決への方針がほぼ決まりましたので、今事業化に向けまして県との調整を行っているところでございます。献穀事業につきましても、順調に米と粟が生育をいたしておまして、天候の関係で生育が早うございまして、予定を繰り上げまして、今月28日には収穫行事であります抜穂祭を挙げる予定といたしておます。昨年度から取り組んでおります住宅リフォーム事業につきましても、本年度も利用が多ございます。9月4日現在で申請件数58件、補助金額にいたしまして955万2,000円、実工事費総額では約8,000万円というふうになっておまして、相応の経済効果を生んでいると感じております。一方、住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましては、太陽光発電が2件、太陽熱活用事業が3件ということでございまして、こちらのほうは利用が若干少ない状況でございます。今後とも事業の推進に努めてまいりたいというふうを考えております。大空町との交流事業につきましては、7月25日から29日までの5日間、本町の中学2年生16名を派遣をいたしました。また、8月24日から27日までの4日間、農業後継者4名を大空町へ研修派遣を行ったところであります。友好の絆を深めていただいたものと思っております。今月26日から29日までは大空町から東藻琴高校生が農業研修で本町に来町いたします。心より歓迎をし、友好の絆を深めていきたいというふうに思っております。昨日は町内の2つの中学校の体育大会が開催をされました。議員各位におかれましては、早朝より応援をいただきありがとうございました。生徒諸君の輝く瞳、一生懸命に取り組む姿勢を目の当たりにいたしまして、大いに感動をしたところでございます。そして、時代を担う子どもたちのためにも、今を生きる私ども大人の責務といたしまして、より氷川町を発展させ、彼らに受け継いでいかなければならないという決意を新たにいたしましたところであります。

さて、本定例会に提案をいたしておます案件は報告2件、承認1件、条例の制

定及び一部改正 5 件、平成 2 5 年度一般会計及び特別会計補正予算 5 件、平成 2 4 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 6 件でございます。

報告第 3 号、報告第 4 号につきましては、先ほど担当課長からご報告をしましたとおりでございます。

承認第 4 号は、氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をし承認を求めるものでございます。内容といたしましては、給与減額の特例措置を時間外勤務手当の算出基礎額にも適応させるための条例の一部改正でございます。

議案第 3 9 号は、子ども・子育て支援法に基づき氷川町子ども・子育て会議を設置するため、その組織及び運営について必要な事項を定める条例の制定でございます。

議案第 4 0 号は、子ども・子育て会議を設置するのに伴い、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 1 号は、氷川町文化財保護条例に基づく罰則を適用させるため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 2 号は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 3 号は、水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、氷川町下水道条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 4 号は、平成 2 5 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 6, 4 8 3 万 3, 0 0 0 円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 2 億 9, 4 2 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。歳入の主な予算といたしましては、国庫補助金 8, 4 2 3 万 3, 0 0 0 円、県支出金 1, 4 5 1 万 5, 0 0 0 円、繰越金 5, 7 4 4 万 5, 0 0 0 円、町債 5 1 0 万円で歳出の主な予算は農林水産業費 9, 9 5 3 万円、その主な事業項目は農業基盤整備促進事業費であります。土木費 3, 1 3 7 万 1, 0 0 0 円、その主な事業項目は、地区要望に伴う町道の維持修繕事業費でございます。教育費 1, 3 4 8 万 4, 0 0 0 円、その主な事業項目は学校給食調理場の施設改修及び備品購入費並びに教育関連施設の修繕費でございます。

議案第 4 5 号は、平成 2 5 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2, 8 5 5 万 2, 0 0 0 円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ 2 0 億 1, 0 3 7 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。歳入の主な予

算といたしまして、繰越金2,855万2,000円、歳出の主な予算は平成24年度分の国・県への償還金でございます。

議案第46号は、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございまして、歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ1億5,305万2,000円とするものでございます。歳入の主な予算は、繰越金26万8,000円で、歳出の主な予算は保険料還付金でございます。

議案第47号は、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ240万2,000円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ13億6,669万1,000円とするものでございます。歳入の主な予算として繰越金240万2,000円、歳出の主な予算は平成24年度分地域支援事業交付金の返還金でございます。

議案第48号は、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ7億7,287万6,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、繰越金18万2,000円で、歳出の主な予算は旅費及び備品購入費でございます。

認定第1号から認定第6号までが、平成24年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（永田義昭君） これから、承認第4号から認定第6号まで一括で関係課長の説明を求めます。要点を踏まえ簡潔に説明してください。

総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にした事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。これは氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分でありまして、専決処分の日は平成25年8月1日であります。内容は国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与を7月から減額して支給していますが、時間外手当にも適応する必要があるため改正するものでございます。また、その他字句の訂

正、加筆等も含めて一部改正をいたしました。なお、8月から施行する必要がある、時間的余裕がなかったため、専決処分が付したものでございます。

次に、議案第39号、氷川町子ども・子育て会議条例の制定について、氷川町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正理由であります。平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度に伴い、今年度ニーズ調査、来年度計画策定を行うにあたり、内容、審議及び施行後の進捗管理等に必要なため条例を制定するものでございます。

次に、議案第40号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正理由であります。子ども・子育て会議設置に伴い、同会議委員の報酬を項目追加して定めるものでございます。

次に、議案第41号、氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について、氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正理由であります。条例中、処罰対象行為の一部につき罰則が適用できない不備があるとの熊本中央検察庁からの指摘を受け、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第42号、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正理由であります。熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正、これは児童扶養手当は父または母がDV防止法による保護命令を受けた場合には、直ちに支給対象とすることに改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第43号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例について、氷川町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正理由であります。水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、下水道法施行令の一部が改正され、下水道へ排除される水質の基準に追加があったために、条例の一部を改正するものであります。

以上です。

○副議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第44号、平成25年度氷川町一般会計補正予算

(第2号) についてご説明いたします。

まず、開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,483万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,425万4,000円とするものです。

まず、5ページをご覧ください。債務負担行為補正の提出がございます。庁務手等の業務委託関係で26年度から28年度で限度額が1億9,926万2,000円となります。4月1日には委託契約を執行いたしますので、事前に仕様の決定、入札等の業務を行う必要があるためです。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。12ページをお開きください。15、13振興局費、11節需用費、修繕料224万5,000円は、情報銀行への事務所移転が主なものです。30目電子計算費、11節需用費215万9,000円は、宮原振興局改築に伴う基幹系及び情報系のネットワークの改修費用です。

次に、13ページです。15、5、10老人福祉費、19節負担金補助及び交付金750万円は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の追加分です。

次に、14ページです。25、10予防費、23節償還金利子及び割引料263万9,000円は、24年度子宮頸がん等のワクチン補助金の返還金です。

次に、15ページです。25、5、25農地費、13節委託料980万円は、若洲排水機場及び西野津・堺丸地区排水路改修設計委託料です。15節、工事請負費820万円は若洲排水機場の機器の改修工事費です。19節負担金補助及び交付金は、農業基盤整備促進事業補助金として、暗渠排水52.6ヘクタールの整備費7,890万円を計上しております。

次に、16ページです。35、10、10道路維持修繕費、11節需用費820万円は、町道修繕としまして14カ所の修繕費です。

次に、17ページです。15節工事請負費1,095万2,000円は、3路線の町道補修工事です。13節委託料509万3,000円は、町道丸尾グランド鳶巣線及び町道旧国道2号線、これは宮原振興局前の町道の道路設計委託料です。

次に、21ページです。45、25、10保健体育施設費、11節需用費178万5,000円は、宮原体育館の南側窓のシーリング劣化による雨漏りの修繕費です。18節備品購入費344万9,000円は、給食施設の温水ボイラーの劣化により交換を予定をしております。

次に、歳入をご説明いたします。9ページをご覧ください。65、10、20農林水産業費国庫補助金、5節農業費補助金8,790万円は農業基盤整備促進事業補助金として、若洲排水機場及び暗渠排水等の整備費分です。

次に、10ページです。70、10、10民生費県補助金、5節社会福祉費補助

金750万円は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の交付決定額の差額分を計上しております。

次に、11ページです。90、5、5繰越金、5節前年度繰越金5,744万5,000円は、歳入の財源として、繰越金を充てております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○副議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第45号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,855万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,037万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。特定保健指導事業業務委託で、管理栄養士1名の分を平成26年度から平成28年度までの3年間、限度額1,142万1,000円とするものでございます。

歳出8ページをお願いいたします。主な補正としましては、45款諸支出金、5項償還金及び還付加算金、15目償還金、23節償還金利子及び割引料241万7,000円につきましては、平成24年度特定健診負担金の返還金11万6,000円と平成24年度退職者医療療養給付費等交付金返還金230万1,000円でございます。20目国庫支出金返還金、23節償還金利子及び割引料2,602万7,000円につきましては、平成24年度特定健診負担金返還金11万6,000円と平成24年度療養給付費等負担金返還金2,591万1,000円でございます。

歳入7ページをお願いいたします。45款繰越金、5項繰越金、5目療養給付費交付金繰越金、5節療養給付費交付金繰越金で、230万1,000円と、10目その他繰越金、5節その他繰越金に2,625万1,000円を計上しております。

以上で、議案第45号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

次に、議案第46号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,305万2,000円とするものでございます。

主なものをご説明いたします。歳出7ページをお願いいたします。20款諸支出金、5項償還金及び還付加算金、5目保険料還付金、23節償還金利子及び割引料18万円につきましては、過年度保険料の還付金でございます。

歳入6ページをお願いいたします。25款繰越金、5項繰越金、5目繰越金、5節繰越金に歳出合計と同額の26万8,000円を計上しております。

以上で、議案第46号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

次に、議案第47号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,669万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。介護認定訪問調査業務委託で、期間は平成26年度から28年度までの3年間、限度額は1,660万円です。訪問調査員2名の分を計上しております。

歳出8ページをお願いいたします。35款諸支出金、5項償還金及び還付加算金、10目償還金、23節償還金利子及び割引料、240万2,000円につきましては、平成24年度地域支援事業交付金返還金でございます。

歳入7ページをお願いいたします。45款繰越金、5項繰越金、5目繰越金、5節繰越金で、歳出と同額の240万2,000円を計上しております。

以上で、議案第47号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○副議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額

は歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億7,287万6,000円とする予算でございます。

補正の内訳といたしましては、歳出の7ページをご覧ください。5款5項の公共下水道事業費、5目総務管理費の9節旅費の特別旅費でございます。日本下水道事業団の研修センターでの研修旅費でございます。12万9,000円の予算を補正するものです。もう一つは18節の備品購入費でございます。カメラが故障し、使用できなくなったためデジタルカメラの1台の購入費5万3,000円を補正するもので、合計の18万2,000円を補正するものでございます。

歳入につきましては、6ページをご覧ください。歳出に合わせた25款5項5目5節の繰越金により18万2,000円を補正するものでございます。

以上で、議案第48号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わらせていただきます。

○副議長（永田義昭君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○副議長（永田義昭君） 休憩前に引続き、会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 認定第1号、平成24年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。決算の認定につきましては、お配りしております別冊の資料、平成24年度における主要な施策の成果に関する調書の中で事業の内容等を詳しく記載をしております。また、決算審査がございますので決算の概要についてのみご説明させていただきます。

決算書歳入の部、3、4ページをご覧ください。55款分担金及び負担金の分担金で、予算現額と収入済額に3,591万1,008円の差がありますが、農業体質強化基盤整備促進事業分で25年度に繰越したためです。また、負担金で95万5,850円の収入未済は保育料となります。65款国庫支出金国庫補助金で、予算現額と収入済額に6億2,800万円ほどの差がございます。これは、6月定例会の際、繰越明許費繰越計算書でご説明しました25年度への繰越事業にかかるものです。

続きまして、5、6ページをご覧ください。99款町債で、予算現額と収入額との差、3億1,750万円は繰越事業にかかる部分と実際の起債借入額の差額の合計額です。

以上で、歳入につきましての説明を終わります。

次に、歳出7、8ページをご覧ください。25款農林水産業費翌年度繰越額4億2,522万円は、農業体質強化基盤整備促進事業分です。35款土木費、翌年度繰越額2億9,121万4,758円は町道吉本本山線改良事業分です。

次に9、10ページです。45款教育費翌年度繰越額2億4,446万9,000円は、竜北中学校体育館耐震及び大規模改造事業分です。

12ページ以降の事項別明細書につきましては、審査の中で個々の説明を行いたいと思います。

続きまして、147ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。歳入総額67億5,719万5,715円、歳出総額63億4,441万4,314円、歳入歳出差引額4億1,278万1,401円、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額6,452万3,000円、実質収支額は繰越財源を控除しますので、3億4,825万8,401円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円であります。

次に、財産に関する調書であります。149ページ、150ページの公有財産の総括表でご説明いたします。まず、行政財産、学校で、建物の非木造の面積がマイナス62平米となっておりますが、竜北東小の庁務手用の建物の解体分です。

次に、公園及びその他の施設の土地面積が7万626平米ほど増加しておりますが、これは土地開発基金の財産から行政財産に移行したもので、立神峽里地公園、野津交流館駐車場等の分が主な理由です。

次に、157ページです。出資による権利は、八代ふるさと市町村圏基金1億987万2,000円がゼロになっております。これは、広域行政事務組合の解散に伴い、本年3月に出資金が町に返金されております。

次に、159ページです。基金の財政調整基金は、八代ふるさと市町村圏基金の返金等もあり、1億円を積み増しております。なお、合併振興基金はソフト事業に充当し、竜北物産館運営基金はポスシステムの購入費の財源としており、ふるさと氷川応援基金は寄附者が希望された6つの事業に活用をしております。新規の基金として、熊本県のふるさと市町村圏基金を財源とし、ふるさと振興基金を創設いたしました。これは、主に人材育成事業等に活用したいと考えております。

最後に161ページ。土地開発基金運用調書であります。八代ふるさと市町村圏基金の返金を財源とし、土地開発基金の財産であった土地を行政財産に移行して

おります。よって基金残高が1億1,151万1,829円となっております。

以上で、平成24年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の説明を終わります。

○副議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第2号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の31ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が21億4,490万4,259円です。歳出総額20億1,847万4,956円、歳入歳出の差引額が1億2,642万9,303円となっております。5番目に実質収支額としております1億2,642万9,303円でございます。

歳入の主なものをご説明いたします。12ページをお願いいたします。款の5国民健康保険税でございます。収入済額が4億5,777万3,463円、不納欠損額が249万7,613円、収入未済額が6,866万7,973円となっております。

歳出の主なものがございます。20ページをお願いいたします。款の10保険給付費でございます。支出済額が12億8,888万4,941円となっております。

続きまして、認定第3号、平成24年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算書の59ページをお開けいただきたいと思っております。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が12億6,964万6,334円、歳出総額11億7,145万6,763円、歳入歳出の差引額が9,818万9,571円でございます。5番目の実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものをご説明いたします。42ページをお開けいただきたいと思っております。款の5保険料です。収入済額が2億1,399万7,860円、不納欠損額が297万8,000円、収入未済額377万940円です。

歳出の主なものとしましては、52ページをお開けください。款の10保険給付費でございます。支出済額が11億448万6,624円となっております。

以上です。

○副議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） それでは、平成24年度氷川町下水道事業決算につきまして説明をいたします。

認定第4号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入歳出決算書綴りの67ページから68ページをご覧ください。歳入で

ございます。5款分担金負担金の5項分担金、5目分担金におきまして、収入未済額が1,282万6,100円でございます。10款使用料及び手数料の使用料におきまして、5項使用料、5目下水道使用料でございますが、1,173万4,270円の収入未済額がっております。

続きまして、歳出でございます。71ページから72ページをご覧ください。歳出につきましては、5款公共下水道事業費、5項公共下水道事業費におきましては、1,482万88円の不用額が生じております。

75ページから76ページをご覧ください。10款個別排水処理事業、5項個別排水処理事業につきましては、47万9,018円の不用額が生じております。15款公債費、5項公債費につきましては、30万2,176円の不用額が生じているところでございます。20款予備費、5項予備費では、支出がございませんので、当初予算額の50万円が不用額となっております。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。77ページをご覧ください。歳入総額8億2,468万9,053円、歳出総額8億729万2,718円で、歳入歳出差引額が1,739万6,335円でございます。実質収支額も同額でございます。79ページから80ページまでは公有財産に関する調書が記載されていますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第5号、平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明いたします。

歳入歳出決算書綴りの90ページ、91ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、主に10款繰入金、3項一般会計繰入金の収入済額が3,838万3,385円と15款繰越金、5項繰越金の収入済額が1,178万2,739円となっております。収入合計といたしましては、4,016万6,864円で、予算現額と収入済額との比較では、2万3,864円の増となっております。

続きまして、歳出でございます。92ページ、93ページをご覧ください。それぞれの款におきまして、大きく不用額が生じた項目がございませんので、説明を省略させていただきたいと存じます。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。94ページをご覧ください。歳入総額4,016万6,864円、歳出総額4,002万9,932円、歳入歳出差引額13万6,932円でございます。実質収支額も同額でございます。95ページにつきましては、公有財産に関する調書が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、平成24年度の氷川町下水道事業、それから宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○副議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第6号、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

110ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が1億4,804万9,206円、歳出総額が1億4,722万2,383円、歳入歳出の差引額が82万6,823円で、実質収支額と同額となります。

歳入の主なものとしましては、103ページをお開けいただきたいと思っております。款の5後期高齢者医療の保険料、収入済額が1億210万5,500円、不納欠損額が13万7,900円、収入未済額64万1,100円でございます。

歳出の主なものとしまして、107ページをお願いいたします。款の10後期高齢者医療広域連合の納付金でございます。支出済額が1億4,455万3,910円となっております。

以上で説明を終わります。

○副議長（永田義昭君） 次にこの決算認定について、監査委員からの審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

遠山代表監査委員。

○代表監査委員（遠山正敬君） 決算審査の報告をいたします。平成24年度一般会計及び特別会計決算が議会の認定に付されるにあたり、審査結果について報告を求められましたので、ご報告いたします。

去る7月11日付で町長より、一般会計及び特別会計決算、基金の運用状況及び財産の状況について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付す旨の通知がありましたので、予算の執行、事務事業の執行、財産の管理等について、各課に質し、現状の把握を行い、意見書を取りまとめ、8月27日町長に提出した次第であります。審査するにあたり、審査の主眼点は監査必携に記載されております決算審査の着眼点に沿って行いました。1、各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等は関係法令に基づいて作成されているか。2、決算の計数は正確か。3、予算の執行は適正かつ効果的に行われたか。4、財政の運営状況は堅実であるか及び財産管理は適正かなどであります。

審査の結果は、各会計の決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などは、それぞれ地方自治法施行規則に定められた様式に基づいて

おり、また、その計数は正確であると認めました。

財政運営については、現状では良好と判断いたしました。ただ、24年度決算の中で、予算の流用が24件と例年に比べ多くあります。法的に規則的に問題はないとはいえ、常に予算の動きに注意し、可能なかぎり補正予算に計上し、執行するのが原則でありますので、予算の流用、充用の多用は好ましくなく、やむを得ないことについてのみ最小限で執行すべきであると思います。

不用額につきましては、減額補正もされており、また、減額の判断が難しい費用については、理由がはっきり示されており、問題はないと思っております。

決算額につきましては一般会計と特別会計の歳入決算総額は111億8,465万1,431円、歳出決算総額105億2,889万1,066円、差引額6億5,576万365円であります。翌年度に繰越すべき財源が一般会計に6,452万3,000円ありますので、実質収支額は5億9,123万7,365円となります。決算審査意見書の様式につきましては、例年と同じで作成しております。また会計ごとに歳入歳出の状況、税や保険料、使用料などの徴収状況、実質収支の状況などについて表示しておりますので、ご一読願います。

25ページには、実質収支に関する調書、各会計ごとに収支の状況を記載しております。審査結果は、各決算と一致し、計数にも誤りはありません。

26ページには、財産に関する調書、主なものについて申し上げますと、土地の移動では、土地開発基金より買い取った土地、それから駐在所敷地、八代野菜出荷組合敷地などの増減が生じております。建物では、竜北東小学校内にございました住宅の解体による減少が生じております。出資等による権利には、八代ふるさと市町村圏の財産処分により出資先が1件減じて、現在高は19件となっております。債権については、奨学資金貸付金や郡医師会貸付金も順次に償還され、決算年度末現在高も減少してきております。

28ページ基金運用状況の審査では、各会計ごとに適正に運用されております。特に、財政調整基金には、町会計の運用資金として活用されております。なお、宅地開発基金は議決により廃止、新たにふるさと振興基金が設けられ、現在高は1,220万8,000円であります。

30ページ、31ページには、審査を通じ感じましたことについて記しております。地方交付税の合併特例として配分されてきました分につき、縮減が目前に迫ってきておると言われております。町税の伸びもかんばしくない中で、今後の地方財政も苦しくなることは間違いないことであろうと推測します。そのような中、トマト、ナシ、イチゴ、もち米の特産物のほかに、広い田畑を無駄にしないような特産物の開発や企業の誘致などに積極的に取り組み、町民の所得の向上、人口の増加、

また減少の歯止めなどにつなげていただきたいと思います。このようなことから、町税収の伸び、財政の安定につながるということはいうまでもないことではないかと思えます。国の経済状況は、一応上向きの傾向にあるといわれておりますが、私たちが実感できるまでには、まだ相当の時間が必要かと思われまます。小中学校の耐震化大規模改造や、道路新設改良、図書館建設など相次ぐ大型事業また、これに続く事業による財政状況を危惧いたします。今後も財政の健全化へ一層の努力をお願いして、決算審査意見及び報告といたします。

-----○-----

○副議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

-----○-----

散会 午前11時30分